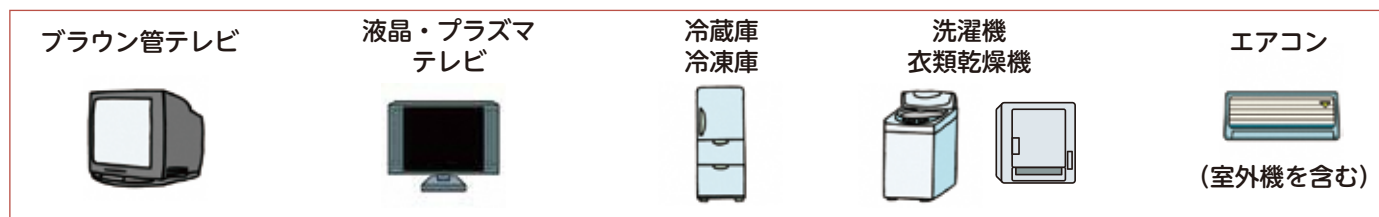


家電リサイクル法対象品の処分

家電リサイクル法の対象となっている以下の品目は、粗大ごみでは出せません。



家電リサイクル法により、小売店は、過去に販売した製品や買替えなどにより不要となった製品の引取りを求められたときは、応じることが義務づけられています。

◆買替える場合

買替え時に小売店へ依頼してください。

◆不用品を処分する場合

購入時の小売店に依頼してください。

購入時の小売店が遠方にある・廃業している場合は、次の3通りの方法があります。

1. 市内にある小売店に相談する場合

ご自宅への引取りを行っている小売店もありますので、ご相談ください。

2. ご自身で処分する場合

- ① 処分する製品のメーカー、大きさ等を確認し、郵便局でリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券をお持ち帰り下さい。
- ② 「家電リサイクル券」とともに、製品を指定引取場所へ搬入してください。

【近隣の指定引取場所】（平成30年3月現在）

| 業者名 | 住所 | 連絡先 |
|------------------------|-------------------|--------------------------------------|
| 嶋崎運送(株) | 京都市伏見区横大路六反畑57-4 | TEL 075-604-6055 FAX 075-622-3356 |
| 日本通運(株)京都支店洛南物流センター | 京都市南区上烏羽城ヶ前町57-63 | TEL 075-681-9571 FAX 075-681-9573 |
| センコー(株)大阪主管支店 奈良PDセンター | 奈良県大和郡山市横田町141-1 | TEL 0743-56-2329 FAX 0743-56-9580 |
| コフジ物流(株) | 大阪府枚方市春日西町3-45-1 | TEL 072-808-3611 FAX 072-808-3612 |

3. 市に依頼する場合

収集運搬手数料 家電1台あたり3,000円

- ① 処分する製品のメーカー、大きさ等を確認し、郵便局でリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券をお持ち帰り下さい。
- ② まち美化推進課へ引取りを依頼してください。引取りの日時指定はできませんのでご了承ください。
- ③ 引取りの日時まで製品を玄関先まで搬出してください。市は自宅内からの搬出や取り外しなどはできません。
- ④ 引取りの際には必ず立会いが必要です。また、お釣りのないよう収集運搬手数料(家電リサイクル券とは別途)をお支払いください。

【参考】リサイクル料金(家電リサイクル券購入価格) / 台 (平成30年3月現在)

| 家電種類 | 区分 | 料金(税込) | 家電種類 | 区分 | 料金(税込) |
|------------|--------------|---------|-----------|-------------|---------|
| ブラウン管テレビ | 区分なし | 2,376円～ | 冷蔵庫・冷凍庫 | 区分なし | 4,644円～ |
| | 小:画面サイズ15型以下 | 1,296円～ | | 小:内容積170L以下 | 3,672円～ |
| | 大:画面サイズ16型以上 | 2,376円～ | | 大:内容積171L以上 | 4,644円～ |
| 液晶・プラズマテレビ | 区分なし | 2,916円～ | エアコン | 区分なし | 972円～ |
| | 小:画面サイズ15型以下 | 1,836円～ | 洗濯機・衣類乾燥機 | 区分なし | 2,484円～ |
| | 大:画面サイズ16型以上 | 2,916円～ | | | |

※郵便局で購入の際は別途手数料が必要です。

※メーカーにより料金が異なります。

詳しくは、郵便局または家電リサイクル券センターへ

TEL:0120-319-640 HP:<http://www.rkc.aeha.or.jp/>